

第1条 掛金の払込み

定期積金（以下「この積金」という。）は、証書・通帳記載（以下「証書記載」という。）の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず証書・通帳をご持参してください。

第2条 給付契約金の支払時期

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

第3条 払込みの遅延

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の年利回（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

第4条 給付補填金等の計算

1. この積金の給付補填金は証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
2. 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
  - ①この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、次の第3号によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
  - ②当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をする場合もしくは「預金共通規定」第12条第3項および第4項により解約する場合には、初回払込日から解約日の前日までの期間について、後記第3号によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
  - ③前各号の期間に応じた計算は、次によります。

A. 初回払込日から期間が12か月未満の場合	解約日の普通預金利率
B. 初回払込日から期間が12か月以上の場合	約定年利回×60%

ただし、Bの利率（小数点第4位以下切り捨て）が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。
  - ④この計算の単位は100円とします。

第5条 先払割引金の計算等

1. この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて計算します。この場合、当組合所定の先払日数以上のものに限りません。
2. 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

第6条 満期日以後の利息

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

以上

※この他「預金共通規定」をご参照ください。